

福島市ふるさと除染実施計画

<第2版再々改訂>

平成30年3月8日

福 島 市

改訂の履歴

年月日	内容	備考
平成 23 年 9 月 27 日	『福島市ふるさと除染計画（第 1 版）』の策定	平成 23 年 8 月 26 日原子力災害対策本部が決定した「除染に関する緊急実施基本方針」に基づき策定
平成 24 年 5 月 21 日	『福島市ふるさと除染計画（第 2 版）』の策定	「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づく除染実施計画（※法定計画）として策定
平成 28 年 9 月 5 日	『福島市ふるさと除染計画（第 2 版）』の一部改訂	計画期間の延長及び除去土壌等の中間貯蔵施設への運搬等に係る記載の追加等に伴う変更
平成 29 年 3 月 13 日	『福島市ふるさと除染計画（第 2 版一部改訂）』の再改訂	除染の進捗状況等を踏まえた計画期間の延長に伴う変更
平成 30 年 3 月 8 日	『福島市ふるさと除染計画（第 2 版再改訂）』の一部改訂	フォローアップ除染の実施状況を踏まえた計画期間の延長に伴う変更

※本除染実施計画は固定したものではなく、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 23 年法律 110 号）に関連して今後示される環境省令に合わせた見直しや新たな除染手法の導入による見直しや除染（措置）等の進捗状況などにより、適宜改訂してまいります。

はじめに

平成 23 年 3 月 11 日、突如、東日本を襲った未曾有の大地震は、東北 3 県を中心に大きな被害をもたらし、死者・行方不明者約 2 万人の犠牲者を出すとともに、東京電力福島第一原子力発電所の事故を引き起こしました。

放射能災害は本来、国と東京電力が対処すべき問題ですが、市では、一日も早く市民のみなさんの不安を解消するため、市が主体となって市内全域で放射性物質を除去する（除染）こととし、各専門機関の指導と市放射能対策アドバイザーのアドバイスを受け、行政と市民のみなさんが協働で除染活動に取り組む共通の指針として平成 23 年 9 月 27 日にふるさと除染計画〈第 1 版〉を策定しました。

その後「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（通称「放射性物質汚染対処特別措置法）」（以下「法」という。）が全面施行されたことから、法が定める要件を満たすよう「福島市ふるさと除染計画〈第 1 版〉」を一部見直し、平成 24 年 5 月 21 日に改訂版として第 2 版を策定しました。

その後の除染の進捗状況を踏まえた計画期間の延長や中間貯蔵施設への除去土壌等の運搬等に係る国の代行処理に係る記載の追加等に伴う計画の見直しを経て、住宅、生活圏森林、道路、農地などの面的除染については平成 30 年 3 月までに全て完了する見通しとなりました。

しかしながら、除染効果が維持されていない箇所等のフォローアップ除染については、平成 30 年 4 月以降に実施する必要がある地区も一部にあることから、この度、計画期間の再延長のため計画を一部改訂し、市民の皆さんが安心して生活できる環境の回復を目指して、引き続き取り組んでいきます。

平成 30 年 3 月 8 日

目 次

第1編 除染の概要

1 福島市内における放射線量等の状況	
(1) 市内の放射性物質	1
(2) 今後の見通し	3
2 除染の方針	
(1) 除染の必要性	4
(2) 基本方針	5
(3) 計画期間	5
(4) 目標	5
(5) 除染実施区域	5
(6) 除染の実施主体	6
(7) 除染方法・除染マニュアルの作成	6
(8) 除染作業によって除去された土壌（以下「除去土壌」）等の 取り扱い	8
(9) 町内会・企業等による除染活動への支援	12
(10) 国・県等への要望	12
3 優先度の考え方	
(1) 市内の空間放射線量率別（優先地区）	13
(2) 地域内の土地用途別（優先対象）	14
4 地域毎の除染の取り組み	
(1) 地域除染対策委員会等の設置	15
(2) 地域除染計画の策定	15
(3) 除染活動への支援	15
5 除染スケジュール	16

第2編 【別冊】福島市除染マニュアル（第2版）

第1編 除染の概要

1 福島市内における放射線量等の状況※

(1) 市内の放射性物質

① 放射線量と経過

東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質は、本市では特に平成23年3月15日夜半の雨によって地表に落下し、土壌等を広く汚染したとみられます。

空間線量率は県北保健福祉事務所で最大 $24\mu\text{Sv}/\text{時}$ （マイクロシーベルト/時）を記録し、その後徐々に低下してきているものの、9ヶ月を過ぎた12月末時点で、最も高い地点では $3\mu\text{Sv}/\text{時}$ を超えています。

このため、市内の一部を除いた居住環境においては、平成24年3月までの1年間の市民の外部被ばく線量は 1mSv （ミリシーベルト）を超えるものと考えられます。

② 放射線量の分布

測定によると、市内では渡利、大波、中央、清水、東部、信陵、飯野地区などで空間線量率が比較的高くなっています¹。

現在市内の主な放射線源である放射性セシウムは、雨水により洗い流されるなどして、水の流れが沈殿等により集まり、その結果、空間線量率が部分的に上昇します。

このため、コンクリートやアスファルトの道路・広場等は空間線量率が低くなりましたが、道路の側溝や集水枡、民家や施設の雨どい、雨がしたたるコンクリート、水が集まる庭の低地などに、局所的に空間線量率が高いホットスポットが存在します。また、放射性セシウムが沈着しやすい、芝、草地、畑、森林などは空間線量率が高くなっています。

また、合流式下水処理場や水道水の浄水場等では、人工的に雨水を含む水の浄化を行うため、浄化処理で発生する汚泥等には放射性物質が濃縮されて高線量になっています。

※平成24年5月時点における記載です。

¹ 福島市環境部 「全市一斉放射線量測定結果」

〔地区ごとの空間線量率（線量率の単位は μ Sv/時）〕

地 域	空間線量率	平均空間線量率
中央地区	0.71~3.32	1.59
渡利地区	1.02~4.05	2.23
杉妻地区	0.42~2.02	1.17
蓬萊地区	1.03~2.22	1.55
清水地区	0.71~2.95	1.80
東部地区	0.55~3.00	1.60
大波地区	1.25~3.87	2.24
北信地区	0.77~2.73	1.43
吉井田地区	0.58~2.20	1.19
西地区	0.26~1.14	0.63
土湯温泉町地区	0.11~0.40	0.26
信陵地区	0.74~2.64	1.63
立子山地区	1.19~2.33	1.76
飯坂地区	0.42~2.13	1.05
茂庭地区	0.12~1.05	0.33
松川地区	0.52~2.08	1.16
信夫地区	0.56~1.75	0.91
吾妻地区	0.32~1.78	1.15
飯野地区	0.76~6.65	1.58

※空間線量率は「全市一斉放射線量測定結果（平成23年6月17日・20日実施）」
（市環境部）より

③ 放射性物質の種類

事故当初、ヨウ素 131 が放射性物質の大きな割合を占めましたが、半減期²が約 8 日のため、平成 23 年 7 月以降はほとんど検出されていません。また、ストロンチウム、プルトニウムなどは、事故当初から極めて微量しか検出されていません。

平成 23 年 7 月末時点で、本市の放射線の主要な放射線源は、セシウム 134 及びセシウム 137 となっています³。

④ 大気中の放射性物質

観測によると、平成 23 年 7 月現在、放射性物質を含んだ塵は、市内の大気中でほとんど検出されなくなっています⁴。よって、現在検出されている放射線は、地面や木々の葉などに残っている放射性物質から放たれているものと考え

² 半減期：自然崩壊により放射能が半分に減る期間。物質により異なる。

³ 文部科学省 8 月 7 日発表「土壌モニタリング結果」、「環境放射能水準調査結果」

⁴ 文部科学省 8 月 7 日発表「ダストサンプリングの測定結果」、福島大学 8 月 3 日発表観測結果

られます。

⑤ 土壌中での放射性セシウム

放射性セシウムは土壌中では非常に移動しにくく、研究によると、土壌中の粘土に吸着されるか、高分子化合物に結合しています。現在、土壌中の放射性セシウムはほとんど粘土に吸着され、化学的には容易に分離しない状態になっており、このことから、植物等には吸収されにくくなっているといわれます⁵。

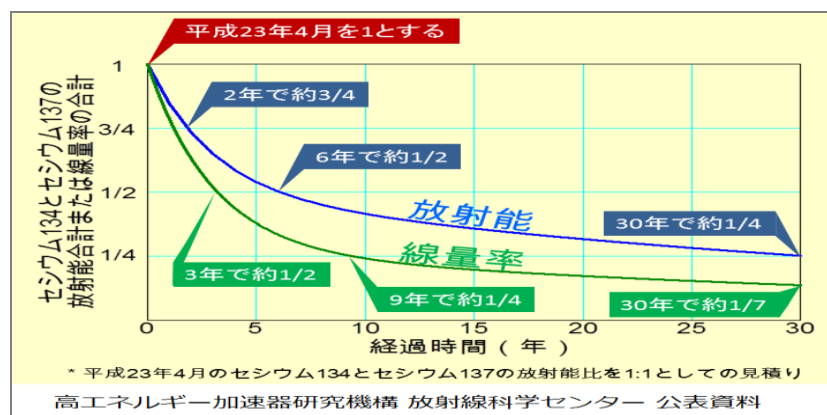
一方、事故発生時に降った放射性物質にさらされたもので、堆肥や雑草、わら、落ち葉等、有機物を多く含んだものには、未だ植物へ移行する可能性の高い放射性セシウム化合物が多く含まれており、移動や利用には注意が必要です。放射性セシウムが粘土に吸着されることによって、我々の食生活への放射性セシウムの影響は減少しつつありますが、生活空間に存在する限り、放射線は依然として放出され続けます。

(2) 今後の見通し

測定によると今回の事故では、セシウム 134 とセシウム 137 がほぼ同量放出された⁶とみられています。半減期は、セシウム 134 が約 2 年なのに対し、セシウム 137 は約 30 年です。放射線のエネルギーはセシウム 134 のほうが強いことから、今後数年は、セシウム 134 の減衰により全体の空間線量率の低下が見込めます。

セシウム 134 とセシウム 137 の放射能合計または空間線量率の合計を平成 23 年 4 月が 1 とすると、放射能は 2 年で約 4 分の 3 に減り 30 年で約 4 分の 1 になります。このため、空間線量率は、単純計算では、今後 3 年で約 2 分の 1 に低下し、その後も時間の経過とともに低下すると考えられています。しかし、その後は半減期が長いセシウム 137 が主な放射線源となるため、空間線量率は 9 年で約 4 分の 1、30 年で約 7 分の 1 と低下する割合は鈍化します（下図参照）。

このようにこのまま放射性物質を放置したままでは、放射線量の大きな低下は期待できません。



⁵ 東北大学サイクロトロンラジオアイソトープセンター長 石井慶造教授

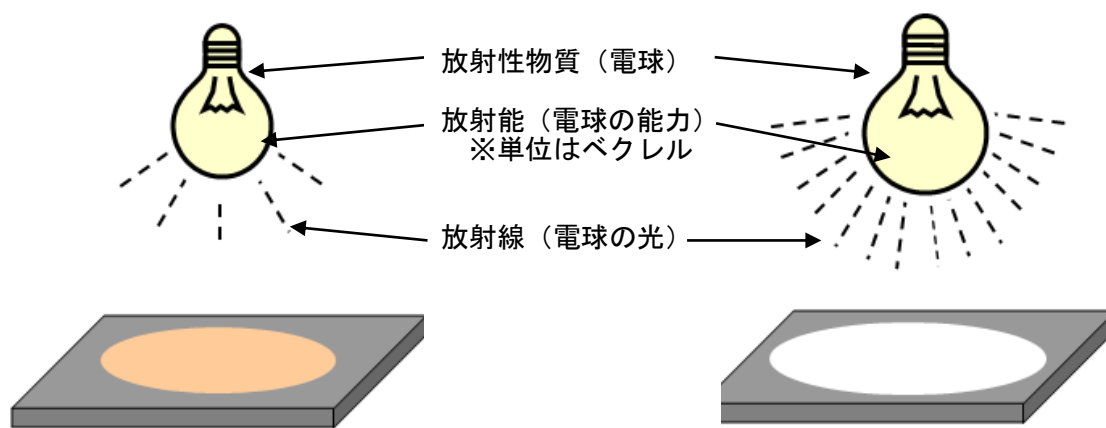
⁶ 文部科学省 発表「環境放射能水準調査結果」

《参考》

放射性物質：放射線を放出する性質を持った物質。核燃料となるウランやプルトニウムのほか、原子炉の中で作られる放射性ヨウ素や、放射性セシウムなど多くの種類の放射性物質があります。

放射線：高いエネルギーを持った電磁波・中性子などで、放射性物質から放射されます。自然界にも存在し、太陽や宇宙からも降り注いでいます。物質を通過する力があり、身体に当たると細胞を作っている分子を傷つけることがあります。医療に使われる X 線も放射線の一種です。

放射能：放射線を出す能力を「放射能」といいます。電球に例えると、電球＝放射性物質、光＝放射線、電球の能力＝放射能、ということになります。



ベクレル(Bq)：放射線を出す能力を表す単位。1Bq は 1 秒間に 1 個の原子核が崩壊すること。

シーベルト(Sv)：人が放射線を受けたときの影響の程度を表す単位。

1 Sv の 1000 分の 1 が 1mSv (ミリシーベルト)、1mSv のさらに 1000 分の 1 が 1 μ Sv (マイクロシーベルト) と表します。

カウント・パー・ミニット(Cpm)：1 分間あたりの放射線計測回数の放射線量。1 分間に入ってきた放射線の数を計測している。人体への影響の大小は考慮していない。

2 除染の方針

(1) 除染の必要性

国の原子力災害対策本部が平成 23 年 8 月 26 日に発表した「除染に関する緊急実施基本方針」では、放射性物質の物理的減衰及び風雨などの自然要因による減衰（ウェザリング効果）によって、2 年を経過した時点における推定年間被ばく線量は、現時点より約 40%減少するという試算を示しています。

しかし、平常時（0.04 μ Sv/時）に比べ非常に高い空間線量率にある状況で、私たちは健康への影響について大きな不安を抱えています。この不安を早く解消

するためには、放射線量を低くしなければなりません。そのためには、除染によって特に生活空間の放射性物質を取り除く必要があります。そして、除染を早く実施すればするほど、私たちの被ばく量を減らすことができるのです。

(2) 基本方針

市は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能漏れによる災害からの復興にあたって、除染を対策の軸に据えることとします。

市内の除染は、市が主体となって、全力で取り組みます。

しかし、行政だけでは市内全域を早急に除染することは難しいことから、空間線量率の低い場所など状況によって町内会やボランティア、企業等へ協力をお願いすることとします。

(3) 計画期間

計画期間は、平成23年10月から平成30年3月までの6年6か月間とし、平成23年10月からの2年間で重点期間とします。

ただし、フォローアップ除染については、平成30年9月まで実施します。

なお、本計画は、今後の除染進捗状況等に応じて、適宜、計画期間等の見直しを行います。

(4) 目 標

- ① 平成23年10月からの2年間で、市民の日常生活環境における空間線量率を市内全域で $1\mu\text{Sv}/\text{時}$ 以下にすることを目指します。
- ② 現在空間線量率が $1\mu\text{Sv}/\text{時}$ 以下の地域においては、平成23年10月からの2年間で、現在の空間線量率を60%⁷低減させることを目指します。
- ③ 将来的には、推定年間追加被ばく線量を、法の基本方針に基づき、年間 1mSv ($0.23\mu\text{Sv}/\text{時}$) 以下にすることを目標とします。

(5) 除染実施区域

除染は、空間線量率が $0.23\mu\text{Sv}/\text{時}$ ($1\text{mSv}/\text{年}$) 以上の地域を対象に実施します。

具体的には、文部科学省の航空機モニタリング結果や市の全市一斉放射線量測定結果に基づき、**3**「優先度の考え方」に示した地域とします。

また、除染の実施にあたっては、実施前に空間線量率を測定しますが、 $0.23\mu\text{Sv}/\text{時}$ を下回っている施設等でも、たとえば、側溝や雨どい下等の局所的に $0.23\mu\text{Sv}/\text{時}$ を上回っている箇所については、除染を実施します。

また、除染作業にあたっては、 $0.99\mu\text{Sv}/\text{時}$ (約 $5\text{mSv}/\text{年}$) 以上の地域は面的に

⁷ 平成23年8月26日に国の原子力災害対策本部が発表した「除染に関する緊急実施基本方針」における、子どもの生活環境における低減率を準用

除染し、それ以下の地域は、空間線量率の程度に応じ必要な措置を選択し除染します。

(6) 除染の実施主体

除染は、法に基づき市が主体となって全力で取り組みます。

しかし、市内の除染対象の面積は広大であり、行政だけで全てを行うには相当の期間を要することが予想されます。このため、早期に市内の除染を行うためには、個人の住宅や空間線量率が低い身近な生活路の側溝など周辺環境について町内会の皆さんの除染への協力をお願いします。

また、国又は県が管理する道路、施設、森林等は、国又は県が除染します。

なお、具体的に除染する対象については、今後、国、県などと相談し、定めることとします。

この際、空間線量率が高いなど緊急性がある場合は、県又は国の施設等であっても当該施設管理者と協議の上、市が除染を行うことができるものとします。

除染対象	実施主体
民間住宅・宅地等	市
事業所、工場、商業施設等	
私立小・中学校、私立保育所等	
私道等	
行政等が管理する施設等	市・県・国 (管理者)

*具体的な除染実施施設等については、**3**(2)「地域内の土地用途別(優先対象)」によります。

(7) 除染方法・除染マニュアルの作成

放射能そのものを消してしまう方法はありません。除染は、「放射性物質を取り除き、収集して再び飛散しないように封じ込めること」が基本です。

現在、さまざまな除染方法が提案されていますが、基本は同じです。

放射性物質の収集の効率化、飛散防止、濃縮・体積の圧縮などの工夫により、必要な経費や人手、機材も異なります。

このため、除染にあたっては、除染対象地域の空間線量率の高さに応じて適切な除染を実施します。その際、除染が必要かつ合理的な範囲となるよう適切な方法を選択して除染を実施することとします。

① 除染方法

面的除染は、原則として「除染関係ガイドライン」(環境省策定)に示す方法により除染を行います。適切な除染手法を必要かつ合理的な範囲で実施することとします。

ガイドラインに示される除染方法の例は次のとおりです。

また、除染効果等を勘案しながら除染方法を定型化し、速やかに除染対象地域全域の除染を行うようにします。

ホットスポットなどの局所的除染は、「除染関係ガイドライン」（環境省策定）にしたがって実施するとともに、農地等の除染については、「福島県農林地等除染基本方針」（福島県策定）を参照し実施します。なお、「除染関係ガイドライン」で示された除染方法以外の除染については、事前に国と協議の上実施を検討します。

除染対象		除染方法
生活圏	住宅	屋根の高圧洗浄、雨樋の清掃、庭木の剪定、軒下等の除草、庭土の表土除去
	宅地等	表土除去、天地換え
	事業所、工場、商業施設等	屋上・駐車場の高圧洗浄、雨樋の清掃、植木の剪定、敷地の表土除去
	公共施設、公共広場等	施設等の高圧洗浄、広場、公園の表土除去、側溝清掃
	学校・保育所等	校舎等の高圧洗浄、校庭の表土除去、側溝清掃
	道路（側溝含む）	アスファルトの継ぎ目・ひび割れのブラッシング、側溝清掃
	街路樹など生活圏の樹木	常緑樹：枝葉の剪定 落葉樹：落ち葉・腐葉土の回収
	森林	林縁から20m程度を目安に落ち葉除去（常緑針葉樹は、3～4年にわたって継続）枝葉除去、国における技術的な検討結果を踏まえ、土側溝の掘削又は土のうによる水路を形成
農地等		表土等の除去、客土、反転耕、深耕、樹体洗浄・粗皮削り、剪定等
河川、水路等		道路側溝と同様の形態となっている水路は、道路側溝と同様に対応し、その他（河川敷に存在する一般公衆の活動が多い施設等）は、国の除染関係ガイドラインに示された方法により実施

② 除染マニュアルの作成

除染作業にあたっては除染実施者（市及び市の委託業者）と地域（市民）が連携し、統一した知見のもとに取り組む必要があり、市民のみなさんの身近な生活空間である住宅、道路、森林、農地等の除染作業に係る基本的な作業の方法と留意点について、国・県・専門家の指導を受けながら、「福島市除染マニュアル」を作成します。

マニュアルは、新たな手法の開発に合わせ、適宜改訂していきます。

また、除染は専門家の指導により行うことが大切です。市では、放射能対策相談窓口を設置し市民の相談に応じるとともに、環境省で設置した「福島環境再生事務所」と連携し、除染講習会の開催や除染アドバイザーの派遣を行います。

なお、個人、企業等が除染作業を行なう場合は、マニュアルに基づき実施していただくこととなりますが、まず市との協議が必要ですので放射能対策相談窓口にご相談ください。

③ 作業の安全の確保

国・県が行った実験では、本市の状況下では、短時間の除染作業で健康に影響を及ぼす被ばくはしないとされています。

しかし、平成24年1月から除染に関わる労働者等の安全の確保を目的とした「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壤等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」及び「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」が国により定められ、除染等業務における放射線障害防止対策が具体化しました。

本市では、これらを遵守することにより、除染事業者やボランティアの皆さんの安全に十分注意を払いながら実施することとします。

(8) 除染作業によって除去された土壤等（以下「除去土壤等」）の取り扱い

① 除去土壤等の保管

除去土壤等は、国が最終処分するまでの間、適切に保管しておく必要があります。

保管の形態としては、

- ・ 除染した現場等で保管する形態（以下「現場保管」）
- ・ 市又はコミュニティ単位で設置した仮置場で保管する形態
- ・ 国が設置する中間貯蔵施設で保管する形態

の三形態があります。

除去土壤等については、国が設置する中間貯蔵施設への運搬が可能となるまでの間、除染した場所等の敷地内に現場保管又は市が設置する仮置場で保管することとします。

なお、仮置場の周辺の放射線の状況は、定期的に測定して公表します。

本計画に基づき、個人（除染業者に委託を含む）及び企業等で除染を行い現場保管した場合は、「除去土壤等保管届出書」⁸により支所等を通じ市へ報告する必要があります。

また、現場保管場所は、市が定期的に空間線量率の測定を行うとともに、台帳に記入します。

⁸ 様式は、「福島市除染マニュアル」に記載

- | | | | |
|-----|--------|---|---|
| i | 公共施設等 | … | 原則として、除染した敷地内に現場保管します。 |
| ii | 民地・宅地等 | … | 原則として、除染した敷地内に現場保管をお願いします。 |
| iii | 道路、側溝等 | … | 原則として、市が地域の理解と協力のもと、方部ごとに市内数ヶ所仮置場を確保し保管します。 |

② 除去土壌等の運搬

除去土壌等の中間貯蔵施設への運搬については、仮置場及び現場保管場所から積込場までは各除染実施者が、積込場から中間貯蔵施設までは国が実施します。中間貯蔵施設までの運搬は、国が策定する輸送実施計画を踏まえて行います。

中間貯蔵施設での除去土壌等の保管及びその後の処分は、国が実施します。

③ 収集したごみの処理方針

落ち葉、雑草、剪定枝等は、市のごみ焼却工場等で焼却します。含まれる放射性物質は、焼却の際、焼却工場のバグフィルターで回収できるので、市が保管します。

除染で発生した雨どい等は、国が整備する中間貯蔵施設への運搬が可能となるまで、現場保管をお願いします。

④ 除去土壌保管の安全対策

現場保管・仮置場での安全対策の基本イメージは以下の通りです。

- ・放射性物質の飛散・流出・地下浸透の防止（遮水層、容器等）
- ・遮蔽による放射線の遮断（盛土、土のう等）
- ・立入を防止する柵等の設置
- ・空間線量率と、地下水の継続的なモニタリング（放射性物質の監視機能）
- ・異常が発見された際の速やかな対応

⑤ 現場保管の構造

【地下保管方式】

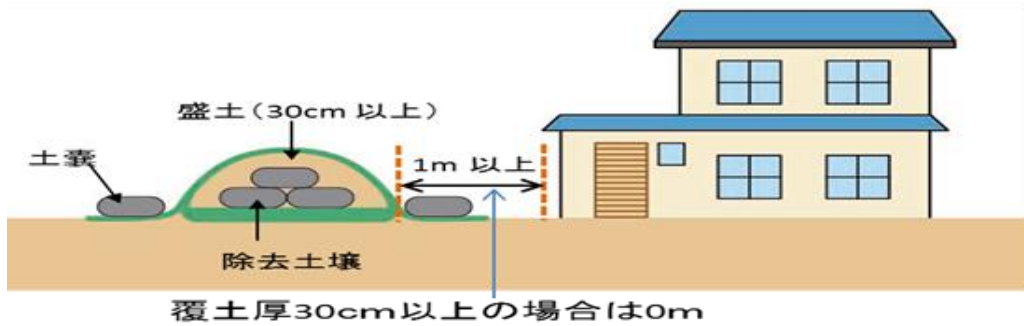
（標準的構造） *除染関係ガイドライン抜粋⁹



⁹ 環境省策定（平成26年12月追補）

【地上保管方式】

(標準的構造) *除染関係ガイドライン抜粋

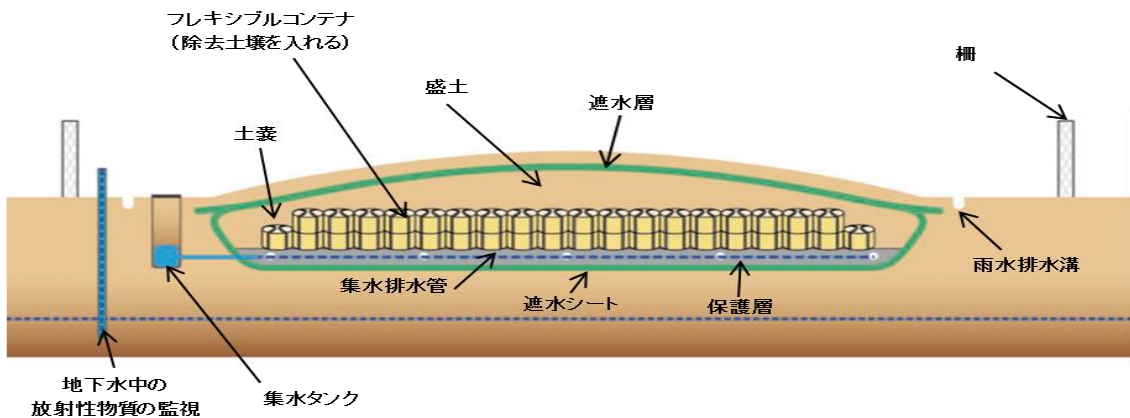


⑥ 仮置場の構造

市が設置する仮置場は、国が設置する中間貯蔵施設へ搬出までの間、周辺へ影響を与えないよう安全に保管、管理します。

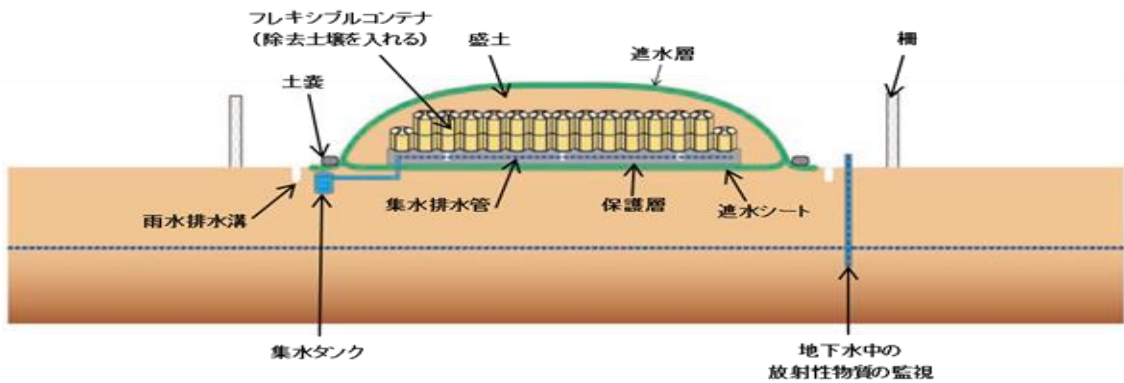
【地下保管方式】

(標準的構造) *除染関係ガイドライン抜粋



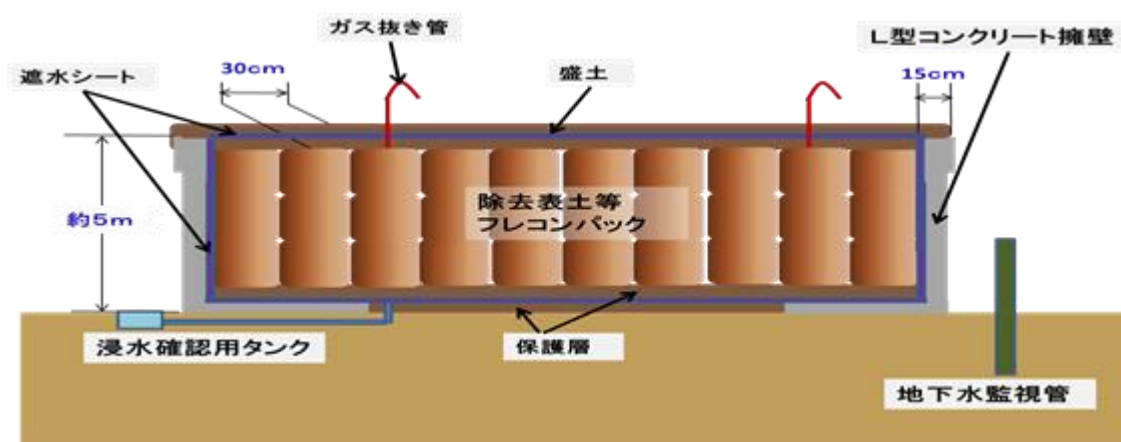
【地上保管方式】

(標準的構造) *除染関係ガイドライン抜粋



(L型擁壁による構造)

仮置場の敷地が狭隘で農村地帯等大量の除去土壌が発生する場合



放射線遮蔽効果

厚さ	覆土	コンクリート
10cm	74%減	79%減
15cm	86%減	89%減
30cm	98%減	99%減

⑦ 仮置場ができるまでの措置（仮々置場の設置）

敷地内に現場保管が困難な場合や道路、側溝等の除去土壌については、除染を速やかに実施するため、市が確保する仮置場ができるまでの間、一時保管する仮々置場を地域と協議の上、暫定的に選定できるものとします。

仮々置場に一時保管した除去土壌は、仮置場が整備されしだい市が速かに運搬します。

⑧ 除去土壌の記録・保存

市は台帳を作成し、民地も含め市内の除去土壌の保管場所、量、収集者、保管者の氏名や住所を記録・保存します。

また、空間線量率や地下水の放射能濃度を測定し、測定結果については測定日から10年間保存します。（その後の取り扱いについては、改めて検討します。）

⑨ 法による規制

全面施行された法により、平成24年1月1日以降、現場保管を除き市又は市に委託された業者以外による除去土壌の収集、運搬、保管はできなくなり、

また、除去土壌を放棄すると罰せられることになりました。

(9) 町内会・企業等による除染活動への支援

市内を早期に除染するために、町内会や企業等に協力をお願いし、除染を推進します。

① 空間線量率の測定

- ・市は、国・県・市民のみなさんと連携で空間線量率を測定します。
- ・市は、市民のみなさんが測定できるようにするため、全町内会へ放射線測定器を貸与します。支所等でも貸し出します。
- ・市で行なう詳細調査、面的除染後のモニタリング結果等の測定結果を分析し市ホームページ、市政だより等により公表してまいります。

② 補助金・除染相談等の支援

- ・市は、県の「線量低減化活動支援事業」を活用して、町内会等で市民のみなさんが自主的に協力して通学路や公園等の空間線量率の低減化を実施する場合、補助金を交付します。(平成23年～24年)
- ・市は、除染マニュアルを作成し、要望に応じて除染講習会を開催します。
- ・市は、除染の相談窓口を設けるほか、除染アドバイザーを派遣します。

③ ボランティアの派遣

市は、関係団体と協力して、ボランティアの募集と派遣を行います。

④ 地域除染計画の策定の推進

地域やコミュニティの範囲など、大きな単位で計画的な除染を行うと効率的に除染ができると考えられます。このため、支所等を通じて、地域の除染計画の策定を推進します。([4](#) (2) 「地域除染計画の策定」参照)

(10) 国・県等への要望

市の計画に基づき実施された除染によって発生した土壌等(除去土壌等)の保管は、恒久的に保管管理できる場所に移送することが大前提の作業であります。

このため、除染により発生した土壌等は、市内においては、あくまでも仮置きとして考え、中間貯蔵施設及び最終処分施設の早急な設置と運搬について、国・県に強く求めてまいります。

3 優先度の考え方

除染作業のスケジュールを策定するにあたって、以下の2つの視点から安全安心の緊急度を考慮し、作業の優先度を設定します。ただし、優先度は固定的なものではなく、地域の状況や除染手法の開発に合わせて、柔軟に対応するものとします。

(1) 市内の空間線量率別（優先地区）

市が行う除染作業は、これまでの測定により判明した空間線量率の高い地区から重点的に進めることとし、優先度を以下のとおりとします。

なお、国が特定避難勧奨地点の詳細調査をした地域及び市民からの要望により市で詳細調査を行った地域で、空間線量率が2.5 μ Sv/時以上又は、18歳以下の子どももしくは妊婦がいて2.0 μ Sv/時以上の住宅については、緊急性を有するものとして優先で除染を行います。

また、線量が比較的低い地域内でも、公共性が高い施設や、新たな測定により発見された局地的に空間線量率の高いホットスポット等、早急に除染が必要な箇所については、優先的に除染することとします。

さらに、農地については、作物の栽培暦にあわせた除染が必要であるため、地域の優先度に関わらず、全市一斉に実施いたします。

この優先度は、除染の進捗により空間線量率の再測定結果、仮置場の設置状況に応じ、逐次、見直しを行います。

優先度	地 区	
1	渡利地区	山際、小倉寺、南向台、絵馬平、希望ヶ丘、山ノ入、東、春日
	大波地区	全域
2	中央地区	森合町、浜田町、北五老内町、御山町、山下町、春日町、旭町、松浪町、入江町、上浜町、腰浜町、東浜町、桜木町、八島町、堀河町、五十辺、信夫山
	渡利地区	優先度「1」以外
	蓬萊地区	田沢、蓬萊町の一部
	清水地区	御山
	東部地区	山口
	北信地区	丸子の一部（松川南側）
	立子山地区	全域
	松川地区	金沢の一部、下川崎、沼袋の一部
	飯野地区	全域

優先度	地 区	
3	中央地区	柳町、御倉町、荒町、清明町、五月町、早稲町、中町、杉妻町、北町、舟場町、豊田町、仲間町、曾根田町、天神町、宮下町、新浜町、松木町、五老内町、花園町、霞町、矢剣町、三河北町、南町
	杉妻地区	郷野目、鳥谷野の一部
	蓬萊地区	蓬萊町
	清水地区	北沢又、南沢又の一部（松川北側）
	東部地区	岡島、岡部、本内
	北信地区	本内、丸子、北矢野目、南矢野目
	信陵地区	笹谷の一部
	松川地区	松川町の一部、金沢、関谷、浅川、沼袋
4	中央地区	優先度「2」「3」以外
	杉妻地区	優先度「3」以外
	蓬萊地区	優先度「2」「3」以外
	清水地区	優先度「2」「3」以外
	東部地区	優先度「2」「3」以外
	北信地区	優先度「2」「3」以外
	信陵地区	優先度「3」以外
	吉井田地区	全域
	西地区	全域
	土湯温泉町地区	全域
	飯坂地区	全域
	松川地区	優先度「2」「3」以外
	信夫地区	全域
吾妻地区	全域	
茂庭地区	全域	

※優先度は、「全市一斉放射線量測定結果」（市環境部）で全調査地点に占める2 μ Sv/時以上の調査地点の割合等により区分

(2) 地域内の土地用途別（優先対象）

一つの地域内では、子どもを中心に市民が長時間滞在する空間で、早急な除染が必要な空間を優先します。また、地域のイベントで利用する広場や施設などは、コミュニティの維持やリフレッシュに欠かすことのできない空間です。このような場所は、優先的に除染を進める対象とします。

前記（1）との関係では、例を上げると、空間線量率が高い地域の森林より、空間線量率が低い地域の通学路や居住空間を優先することとします。

優先度	土地用途	詳 細
1	学校、保育所等	保育所、幼稚園、小・中学校、通学路
2	住宅・宅地等	住宅・宅地、生活路
	公共広場	都市公園、児童遊び場、スポーツ広場、その他同等の施設
	公共施設	支所、学習センター、集会施設、その他同等の施設
	事業所、工場、商業施設等	事務所、小売店、工場等
	農地等	水田、畑地、樹園地、牧草地等
3	森林（生活圏）	生活圏の森林の林縁から約 20m
	その他の道路	国道、県道、市道（側溝を含む。）
4	河川・水路等	水路及び河川敷に存在する一般公衆の活動が多い施設等

4 地域毎の除染の取り組み

早期の除染には、市民のみなさんの協力が必要ですが、個人住宅や周辺環境について、個人や小さな町内会単位で除染を行うのは大変な作業です。

広い単位で除染計画と実施団体を作ると、事業者への委託契約やボランティア活動などで効率的な除染が可能になると考えられます。

このため、市では、地域の実情に応じ、地域やコミュニティの範囲等で、行政と地域（市民）との協働で地域除染計画を策定することを推進します。

今後、市では、地域のみなさんの意向を伺いながら、支所等を中心に取り組みを進めます。

(1) 地域除染等対策委員会等の設置

地域内の各町内会・企業等で地域除染等対策委員会等を設置することにより、その後の除染作業及び一部の除染作業を事業者へ委託する場合の事務等が円滑に進みます。

また、市が行う面的除染においても、市と地域との調整機関及びボランティア派遣時の受け皿としての機能を果たします。

(2) 地域除染計画の策定

おおまかでも地域内や企業体の除染計画を策定することで、除染のスケジュールや内容を、地区の住民等が共有することができます。

また、市など行政との役割分担の基本ともなります。


(3) 除染活動への支援

②(9)「町内会・企業等による除染活動への支援」により支援を行います。

5

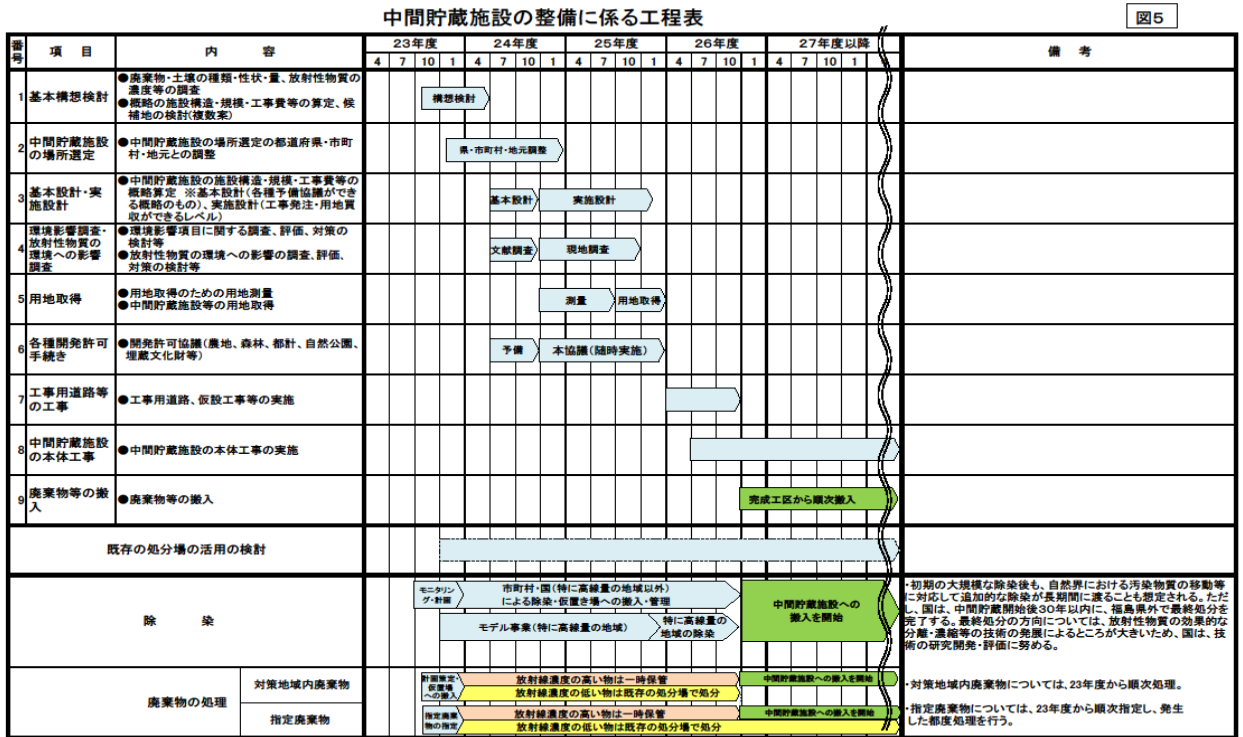
除染スケジュール

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度以降	
住宅、事業所等	住宅・宅地・事業所・工場・商業施設等								
学校、公共施設等	学校・保育所・公園・支所・公共広場等								
道路	市道・私道・法定外道路等								
生活圏森林	生活圏森林								
農地等	果樹・田畑・樹園地・牧草地等								
河川・水路等	河川敷公園・堤防法面等								
地域の ホットスポット	地域に関わらず空間線量率の高い地点を除染								
仮置場等	仮置場の設置・安全管理・除去土壌の収集運搬保管等								

 状況に応じてフォローアップ除染等を実施

参考資料

○中間貯蔵施設の整備に係る工程表（環境省）



●関連法令等

- ・「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」

http://www.env.go.jp/jishin/rmp/attach/law_h23-110a.pdf

- ・「 同上 施行規則 」

http://www.env.go.jp/jishin/rmp/attach/mo_h23-33a.pdf

- ・「除染関係ガイドライン」

<http://www.env.go.jp/jishin/rmp.html#josen-gl>

●参考とした文献

- ・高エネルギー加速器研究機構 放射能科学センター 公表資料 (セシウム 134,137 の減衰予想図)

<http://rewww.kek.jp/hmatsu/fukushima/>

- ・福島大学 8月3日発表観測結果

http://www.fukushima-u.ac.jp/press/H23/pdf/19_02.pdf

■福島市ふるさと除染実施計画 <第2版再々改訂> ■

平成30年3月8日

作成：福島市環境部除染推進室

電話：024-535-1136

ホームページ：<http://www.city.fukushima.fukushima.jp>